2　前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。

3　第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。

（法第六十九条の二第二項の厚生労働省令で定める事項）

第三十八条の六　法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　病院又は診療所（以下この条において「病院等」という。）の名称、所在地その他の病院等の基本情報

二　病院等の収益及び費用の内容

三　病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

四　その他必要な事項

（法第六十九条の二第三項及び第四項の厚生労働省令で定める事項）

第三十八条の七　法第六十九条の二第三項及び第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項

二　法第六十九条の二第二項の規定による報告の内容

三　その他必要な事項

（法第六十九条の二第五項の厚生労働省令で定める方法）

第三十九条　法第六十九条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とする。

（新設）

（新設）

（新設）

附　則

この省令は、令和五年八月一日から施行する。

○国土交通省令第六十号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の三第三項において準用する同法第百十七条の二第五項の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（学科講習の登録） **第七十七条の六の二十二**　第十号表第一号1(4)に規定する講習（以下この章において「登録低引火点燃料船学科講習」という。）の登録は、登録低引火点燃料船学科講習を行おうとする者の申請により行う。 ②　第十号表第一号1(4)の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一～三　（略）	（学科講習の登録） **第七十七条の六の二十二**　第十号表第一号1(3)に規定する講習（以下この章において「登録低引火点燃料船学科講習」という。）の登録は、登録低引火点燃料船学科講習を行おうとする者の申請により行う。 ②　第十号表第一号1(3)の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一～三　（略）